

地下残置有用工作物の記録

下記の、地下に残置する工作物は有用工作物である。

下記の地下残置した有用工作物の管理者は、当該有用工作物が不要となり撤去されるまで、その記録を次の管理者へ引継ぐ。引き継ぎを受けた者は、必要に応じ、当該有用工作物を撤去するときに必要な図面等を差替、修正、追加等を行う。

記

(1) 地下残置有用工作物の管理者	愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 犬山市 0568-61-1800
(2) 有用工作物の地下残置日	令和3年3月19日
(3) 地下残置有用工作物が所在する土地の住所等	犬山市天神町四丁目 79 番 2
(4) 地下残置有用工作物の種類	鉄筋コンクリート (平成7年度に使用廃止した汚水処理場の地下躯体) 残置状況別添図面のとおり
(5) 地下に残置する工作物が有用工作物である理由	対象工作物は、愛知県住宅供給公社が築造し、昭和55年12月27日に当公社から犬山市へ移管された汚水処理施設の地下躯体部分である。市街地において深度のある地下構造物を全撤去することは、地盤の軟弱化による隣地の宅盤及び建物の崩壊並びに道路の沈下など、周辺に悪影響を及ぼすことが懸念される。この観点から、地下に残置する工作物は、周辺環境を維持するために必要な有用物である。
(6) 今後の土地利用計画	未定（売却予定地であるため今後の利用計画は土地買受人の意向による。）
備考 ・ 当汚水処理施設については、下水道整備に伴い平成7年度に使用が廃止され、令和2年度に建物の解体工事が施行された。 ・ 令和元年10月21日に愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課に愛知県の見解について照会済。結果、令和元年11月5日に地下残置有用工作物に関する経緯などを書面に残し、その書面記録を引継ぐように助言を受けています。	

※

1. 地図（周辺図、地下残置有用工作物の住所等が分かる地図）
2. 地下残置有用工作物の平面図、断面図

[illegible]